

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

和歌山市長 様

提出者 〒 760-0066  
住 所 香川県高松市福岡町四丁目28番30号  
氏 名 株式会社小竹組  
代表取締役 小竹 和夫  
電話番号 087-851-9096

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社小竹組
事業場の所在地	香川県高松市福岡町四丁目28番30号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 (令和4年度 145億円)
③ 従業員数	80名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙 1) のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙 2) のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 (別紙 4) とおり					
	産業廃棄物の種類					
	排出量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) (別紙 3) のとおり					
②計画	【目標】 (別紙 4) のとおり					
	産業廃棄物の種類					
	排出量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) (別紙 3) のとおり					

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くず、紙くず、廃プラスチック類、石膏ボード 金属くずの分別を行い、再生量をおおくする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所内での分別を引き続き行う。 ・コンテナ置場、分別スペース(表示)に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 (別紙 4) のとおり					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)  (別紙 3) のとおり					

②計画	【目標】 (別紙 4) のとおり					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)  (別紙 3) のとおり					
※事務処理欄						

#### ④産業廃棄物の一連の処理の工程

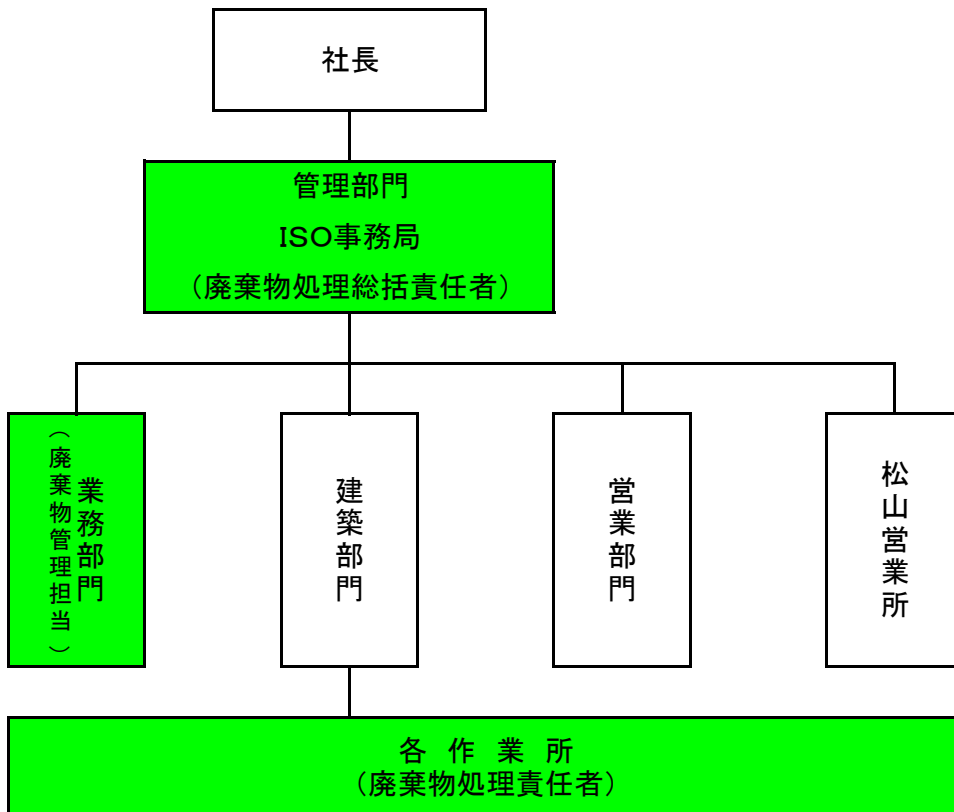
・廃プラスチック	→	埋め立て(安定型)	・有価物-リサイクル
・金属くず	→	切断・圧縮	→ 有価物-売却
・コンクリート・アスファルトくず	→	破碎	→ リサイクル
・がれき類	→	破碎	→ リサイクル
・汚泥	→	埋め立て(管理型)	
・木くず	→	破碎	→ リサイクル
・紙くず	→	破碎	→ リサイクル
・混合廃棄物	→	分別	→ 各処理
・廃石膏ボード	→	破碎	→ 紙-リサイクル 石膏-埋立て

(別紙 2)

## 管理体制

各責任者の役割

廃棄物処理責任者 ISO事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物処理に関する検討</li><li>・廃棄物の軽量化、</li><li>・廃棄物の発生抑制</li><li>・適正な処理の推進</li><li>・廃棄物処理に関する検討</li></ul>
廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物処理計画の作成</li><li>・委託契約の終結</li><li>・産業廃棄物の管理票の交付、管理</li><li>・各種申請書</li><li>・各作業所に対する支援</li><li>・多量排出事業者としての行政報告</li></ul>
廃棄物処理責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約の立案</li><li>・処理業者の監督および処理状況の確認</li><li>・協力業者の教育・指導</li><li>・マニフェストの交付管理</li><li>・処理実績の集計、本社への報告</li><li>・行政機関への届け出(特別管理産業廃棄物)</li></ul>



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項についての取組

### ○発生材の抑制、分別

- 1) 施工計画を綿密に行い、余分な材料の発生を抑える
- 2) 建築資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材を再利用するよう努める
- 3) 合理的な施工を実施し、建設廃棄物の発生を抑制する
- 4) 各作業所長、責任者は、廃棄物の抑制に配慮した施工方法、資材を検討する
- 5) 協力業者の指導と教育

### ○コンクリートがら削減について

- 1) コンクリート工事の現場発生材は、原則としてリサイクルを行う
- 2) コンクリート工事については打設計画を行い、現場での残材の発生を抑制する
- 3) 解体したコンクリートがらは、鉄筋などの他の建設資材との分別を行い原則としてリサイクルを行う
- 4) 環境に配慮した設計の推進



現状:前年度(令和4年度)実績表

計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

和歌山市内

(単位:t)

産業廃棄物の種類	排出量		自ら再生利用を行った量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		処理の委託										
					自ら熱回収を行った量		自ら中間処理により原料				全処理委託量		優良認定処理委託業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃プラスチック	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃石膏ボード*	5.3	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	5.3	4.8	—	—	5.3	4.8	—	—	—	—	
ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず	731.0	660.0	—	—	—	—	—	—	—	—	731.0	660.0	—	—	731.0	660.0	—	—	—	—	
がれき類	885.0	797.0	—	—	—	—	—	—	—	—	885.0	797.0	—	—	885.0	797.0	—	—	—	—	
木くず	3.3	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	3.3	3.0	—	—	3.3	3.0	—	—	—	—	
紙くず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金属くず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃石綿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水銀使用製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
汚泥	910.0	820.0	—	—	—	—	—	—	—	—	910.0	820.0	—	—	910.0	820.0	—	—	—	—	
がれき(石綿含有)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
混合廃棄物	31.8	28.6	—	—	—	—	—	—	—	—	31.8	28.6	—	—	31.8	28.6	—	—	—	—	
合計	2566.4	2313.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2566.4	2313.4	0.0	0.0	2566.4	2313.4	0.0	0.0	0.0	0.0	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が6以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。